

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	株式会社KANSOテクノス（大阪府大阪市中央区安土町1-3-5） 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市北区中之島6-2-27）					
入札参加停止の期間	令和7年3月19日 から 令和7年4月18日まで（1か月）					
事実概要	対象会社は、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められ、令和7年2月4日に国土交通省近畿地方整備局から監督処分を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。					
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号（不正又は不誠実な行為）に該当し、物品購入等の契約相手方として不適当であると認められる。					
備考	【入札参加停止措置要領別表第2（第2関係）】 <table><tr><td>不正又は不誠実な行為</td><td>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>1か月以上 9か月以内</td></tr></table>			不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	1か月以上 9か月以内
不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	1か月以上 9か月以内				